

～ 2018 今年こそ解決の年！～ 2・9 関西建設アスベスト訴訟「大集会」アピール

耐火性、断熱性などに優れ、奇跡の鉱物と呼ばれたアスベスト。その安さゆえに日本に輸入された約 1000 万トンのアスベストのうち 7 割以上が建材に使用された結果、建設現場はわが国最大のアスベスト被害現場となりました。アスベストが残存する建物は 280 万棟と言われ、不十分な規制のもと、今なお、改修・解体現場でのばく露が後を絶ちません。

アスベストの病気は深刻です。ばく露から数十年経過した頃に、突然発症します。職人としての技術と経験を活かす仕事を奪われ、過酷な闘病生活を強いられた上、最後には命までも奪われます。その無念さと残された家族の悲しみは想像を絶するものです。

この被害発生責任が、危険性を知りながら、利潤追求を最優先してアスベスト建材を売り続けた建材メーカーと、その建材メーカーと一体となって、必要な規制を行わず、アスベスト建材を広く普及させてきた国にあることは明確です。

全国 6 カ所で闘われている建設アスベスト訴訟は、これまで 7 度（ななたび）、国の責任が厳しく断罪されてきました。とくに、高裁段階での初めての判決となった昨年 10 月の東京高裁判決で国の責任が認められたことにより、国の責任はもはや不動のものとなりました。また、東京高裁判決は、京都地裁判決（2016 年 1 月）、横浜地裁判決（2017 年 10 月）に続き、建材メーカーの警告義務違反を厳しく指摘し、その加害責任を認めました。国も建材メーカーも、その責任を自覚し、建設アスベスト被害の早期解決に真正面から向き合うこと、とくに私たちの求める「石綿被害者補償基金制度」の創設に真摯に取り組むことが強く求められています。

本日、京都 1 陣訴訟（大阪高裁第 4 民事部）が結審しました。3 月 14 日には東京高裁において建設アスベスト訴訟で 2 つ目の高裁判決が予定され、3 月 22 日には大阪 1 陣訴訟（大阪高裁第 3 民事部）も結審となります。さらに、九州、北海道での高裁審理も大詰めを迎えるなど、今年は、高裁判決が出揃う歴史的な一年になります。

「今年こそ、『解決の年』に！」を合い言葉に、これまで以上に「建設アスベスト被害の早期解決を」の世論を大きく広げ、国と建材メーカーとの闘いに決着をつけましょう。そして、すべてのアスベスト被害の救済と被害根絶のために、力をあわせてがんばりましょう。

2018 年 2 月 9 日

～ 2018 今年こそ解決の年！～

2・9 関西建設アスベスト訴訟「大集会」参加者一同